

POWER!



2015年
11月
vol. 42

平成27年(2015年)
11月20日発行
発行所 ● 日本薬剤師連盟
〒160-0004
東京都新宿区四谷4-3
四谷トーセイビル2階
TEL (03) 3225-3100
FAX (03) 3225-3200
発行月 ● 隔月(奇数月)発行

<http://www.yakuren.jp>

とかしきなおみ衆議院議員が 厚生労働副大臣に就任!



47都道府県で戦おう!

平成27年度日本薬剤師連盟臨時評議員会開催される

薬剤師は崖っぷち

平成27年9月16日(水)午後1時よりスクワール麹町にて平成27年度日本薬剤師連盟臨時評議員会が開催された。はじめに山本会長が「今日の評議員会は本来の決算に加え以前から約束していた会費についてお示しをした。47都道府県で戦える体制がスタートする。」と挨拶があった。次に来賓の松本純衆議院議員は「藤井先生のご支援について皆さんが一致団結して力を合わせて頂きますよう心からお願ひ申し上げます。」と語り、藤井もとゆき参議院議員は「私どもの声をちゃんと届けて、我々の職能に対する正しい理解をいただき、国民のために必要な報酬を貰わなければならない。そして薬剤師が活躍できる環境作りに加えて、社会が正当な評価をしていただく環境作りのため、皆様と一緒に邁進させていただきたい。」と述べた。



続いて渡嘉敷なおみ衆議院議員は「皆様にお力添えをいただき、積み上がったいく数々が薬剤師の力は強いぞという証明になる。今、薬剤師は崖っぷちにいるので、この危機感を共有し、その力を藤井先生に集結していただきたい。」と激励があった。

薬剤師会はホームグラウンド

そして逢坂誠二衆議院議員は「自民党議員のいる薬剤師連盟の会議はアウェーの中にいるみたいですねと言われるが私自身は全く思っていない。ホームにきた感じ。与党であるのが野党であろうが国民のために働いているという気持ちは一緒。」と締めくくりに、各議員が退席の際には大きな拍手が沸き起こった。ここで赤松議長(兵庫県)、金安副議長(北海道)が登壇し議事が進められた。まず重要報告事項として①経済財政運営と改革の基本方針2015、日本再興戦略改訂2015、及び規制改革実施計画の閣議決定、②平成28年度予算・税制要綱、③健康情報拠点薬局(仮称)について報告がされた。その後、議案説明が行われ議案第1号平成26年度会務並びに事業

報告の件、議案第2号平成26年度決算報告の件、続いて監査報告が行われた。

日薬連盟と都道府県薬連盟は連合体

次に議案第3号 会則改正の件では本連盟を本部、都道府県薬連盟を支部としていたものを連合体とし相互に連携、協調して活動するものとし、「交付金」を改め「助成金」を交付することができると改正したいとの説明があった。

責任負担金の算定は実会員数に基づいて

続く議案第4号 会員区分及び負担金



に関する規則の改正の件では、今までの厚生労働省発表の「医師・歯科医師・薬剤師数調及び業態数調」を元に係数を乗じ算定していたものを、都道府県薬連盟の報告する会員数で算出することとした。と提案された。

責任負担金に減免措置

そして議案第5号 平成27年度責任負担金及び減免措置に関する件ではA会員年額12000円、B会員年額1200円とし減免措置として新旧それぞれの算定方法の安価な方で、当分の間算定したいと説明がされた。そして最後の議案第6号 平成27年度補正予算案の件では減免措置による収入の減額分は「政治活動費」を調整して行いたいとの説明があった。

質疑応答で時間オーバー

休憩の後、進行を副議長に代わり質疑応答が行われた。今回、改正が行われる責任負担金に関することや寄付金に関する質問が多く寄せられ、予定の時間を30分以上超えてしまい連盟活動に対する関心の高さを表していた。この後、議長より議案第1号から6号まで採決が行われ、いずれも賛成多数で可決承認された。

各県の心遣いに感謝

続いての協議の前に根本茨城県薬剤師連盟会長より先日の大雨による茨城県の水害で各県の心遣いに対しお礼の挨拶があった。そして最後に藤井もとゆき後援会活動について協議がされ、3時間15分に及ぶ臨時評議員会が閉会となった。

風力計



日本薬剤師連盟
常任総務 高木秀彦

「根っ子は見えないんだなあ〜」

詩人、相田みつを氏の詩に、大きな幹に立派な枝や葉をつけている木が育っている、しかし、その木を支えている根っ子は見えない、という意味の詩がある。

私は、時々思う。何事にも縁の下で頑張っている人の事を。

医薬分業も先人達の努力により、長い歴史を経て大きな木に育ってきた。大きく育った分業の木も、最近では少し枝が枯れたり、葉が落ちかけたり、美しさを失いかけている様だ。分業の基本である「根っ子」の部分の手入れがおろそかになってきたのかも。分業の木を弱らせる訳にはいかない。枝や葉の育ちにはかりに気をとられず、見えない「根っ子」の大きさに気付かなければならないと思う。

連盟の仕事は、どうなんだろう。薬剤師会を支える「根っ子」とも言えるのではないかな。言ってみてもなく、診療報酬の改定率は政治の場で決められる。薬剤師会の抱える諸問題を解決する為には、常日頃から関係国会議員達に対してのロビー活動が重要となってくる。会員の方には殆ど目にする事がない地味な活動だが、連盟上層部の役員の、日々議員会館を訪れ頑張っている姿を見るにつけ、頭が下がる思いをしている。

来年7月には参議院議員選挙も控えており、後援会活動も本格的になる。連盟の活動は継続が力であり、余り目に見えない「根っ子」の役割を果たしていることを理解していただき、薬剤師会の「木」を雨風に強い大樹に育てるために、薬剤師会員の自覚を期待したい。

ここで言わせて! 本音でtalk



政府は、厚生労働省は、日本薬剤師会は、私たち現場の話を聞いて決めたのか!? 聞かせて下さい! あなたの意見・見解!

『最近の話題』

「議論の経過を知ってほしい」

9月24日、国の「健康情報拠点薬局(仮称)のあり方に関する検討会」の報告書が出て、名称は「健康サポート薬局」になった。内容は薬局として薬剤師として、これまで言われてきたことばかりでした。

問題は、この結論に至るまでの過程です。すべての薬剤師は、この議論の過程を知る必要があると思います。この検討会に参加した委員が薬局や薬局薬剤師に何を求め、何を求めなかったか! また、薬局薬剤師をどう考えているのか! を知るべきです。この検討会の委員で、中立的な立場の「ささえあい医療人権センターCOML」の山口育子理事長はブログで議論の途中経過を「あまりにも患者目線がないことにスイッチが入り、数多く発言した」と掲載されていました。

ぜひ、薬局薬剤師は厚生労働省のホームページから議事録を参照して下さい。時代が変われば、その業界のビジネスモデルが変わるのは当然です。薬局も「街の科学者」と言われた時代から医薬分業に大きく舵を切り、経済的には発展をしてきました。その中で処方せん

調剤の忙しさの中、薬局薬剤師が責任を負わなければならないいくつかの仕事をお願いしてきました。

一つ取り上げれば、ここ数年、経済優先の中、規制改革の議論が進みネット販売から始まり、規制改革会議では薬剤師不在でも一般販売の議論にまで至って薬局のあり方によりメスを入れる議論になっています。この一般用医薬品販売だけでなく薬局薬剤師は、危機感を共有して難局の解決に当たらないといけないと感じます。

健康サポート薬局は、かかりつけ薬局がバージョンアップされた薬局と今、位置づけになるのでしょうか! まさに今、都道府県薬剤師会、地域薬剤師会、薬局でかかりつけ薬局・薬剤師について真剣に取り組むときが来たと思います。(滋賀県 開局 H.Oさん)

「診療所での無資格調剤とは?」

9月1日、「診療所における無資格調剤について、医師の指示があれば問題ない」とする報道があった。医薬分業の根幹は、医師による「処方権」、薬剤師の「調剤権」を明確に分けて、薬物治療における情報公開を進め、安全性と有効性を確保するところにあると考えている。

昭和29(31年)において、医薬分業法を制定しようと先人たちによる国会での議論、国会外におけるデモ活動など、論争が繰り返されたことは、日薬連編集「改訂版 薬剤師 昨日、今日、そして明日」を読めば闘争の過程が判る。

その結果、医師法第22条が修正され、「患者又は現にその看護に当たっている者に対して処方箋を交付しなければならない」となったが、但し書き8条項が加えられ、医薬分業法はザル法となった。しかし、筆者は、この法律は但し書きが本文のように運用され、現実として医薬分業は進展しなかったが、法律の趣旨は強制分業であると確信している。

また、これを裏付けるように、薬剤師法第19条には「薬剤師でない者は、販売又は授与の目的で調剤してはならない」とある。しかし、残念なことに、ここにも但し書き事項があり「ただし、医師若しくは歯科医師が次に掲げる場合においては自己の処方箋により自ら調剤するとき、又は獣医師が自己の処方箋により自ら調剤するときは、この限りでない。(通称:自ら調剤)として、医師法第22条との整合性を図っている。

報道は、「医師の指示があれば問題ない」としているがこれは明らかに誤認であり、筋を通した説明が必要だと感じている。調剤が医薬であるから、保健師助産師看護師法によって医師の指示を受けて調剤を看護師等に任せて良いとはどこにも書いていないはずだ。

過去、旧日本社会党の網岡雄元参議院議員が調剤に関する質疑を提出し、その答弁書が現在における唯一の調剤に関する公式見解であると理解している。医薬分業率が70%を超えたこの時代にあつて、医療関係者は薬局の独立性を確保した経緯や法律制定の意図をしっかりと認識し、薬剤師の職能を明確に示して新たな時代へと進んでいくべきではなからうか。(秋田県 開局 Y.Tさん)

投書に答えて

厚生労働省の「健康情報拠点薬局(仮称)のあり方に関する検討会」は、平成27年6月から6回にわたる検討を経て、平成27年9月24日に「健康サポート薬局のあり方について」と題する報告書を取りまとめた。この検討会は、平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略」及び平成26年6月に閣議決定された「日本再興戦略改訂2014」を踏まえ、医薬食品局長により設置されたものである。【表参照】

今後、本報告書を踏まえて健康サポート薬局としての具体的な基準が作成され、来年度から薬機法に基づく「薬局機能情報提供制度」を活用して、健康サポート機能を有する薬局が公表されることになる。

●健康サポート薬局とは

かかりつけ薬剤師・薬局機能に加えて、地域住民による主体的な健康の維持・増進を積極的に支援する機能を有する薬局とされている。具体的な機能として以下の7項目が示されている。

- ① 地域における連携体制が構築されていること(受診勧奨や地域での健康関係の事業への参加等)
- ② 健康サポートに取り組むための研修を受け、実務経験を有している薬剤師が常駐していること。
- ③ 個人情報に配慮した相談スペースが確保されていること。
- ④ 健康サポート機能を有している薬局であることを表示していること。
- ⑤ 要指導医薬品、一般用医薬品等を供給していること。
- ⑥ 一定の開局時間を設定していること。
- ⑦ 健康に関する相談対応と記録を作成し、具体的な取組を実施し、健康の維持・増進に関する啓発活動に協力していること。

●日薬の見解(無資格調剤を含む)

日本薬剤師会では、報告書の公表を受けて、次のような内容の見解を公表した。

- ① 健康サポート薬局は、日薬が目指してきた「かかりつけ薬局」に健康サポート機能を加えた薬局であると捉えていること。
- ② 具体的な要件等については、今後厚生労働省において検討され、示されるものとして理解していること。
- ③ 多くの薬局が、地域住民や患者が安心して立ち寄りやすい身近な存在となり、地域包括ケアシステムの中で多職種と連携し、地域の相談役としての役割を果たす「健康サポート薬局」として活動できるよう、支援策を講じていくこと。

ところで、最近、無資格調剤問題に関連して、診療所における医師の調剤行為に関する業界紙報道がなされているが、これに関しては次のような事実があることを記者会見で説明したところであるので、情報提供させていただきます。

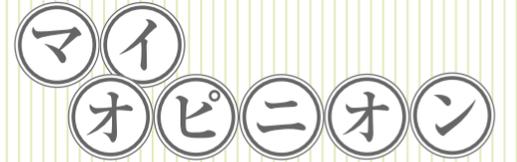
薬剤師法第19条(調剤)のただし書きで規定されている「医師の自ら調剤」に関しては、昭和59年3月1日の網岡雄衆議院議員(当時)による、「医師若しくは歯科医師が:自己の処方箋により自ら調剤するときの『自ら』はあくまで医師、歯科医師自身であつて、監督権は含まれないと考えるが、そのように解釈してよいか」との質問主意書に対する政府の答弁書において、「薬剤師法第19条ただし書きの『調剤』は、医師、歯科医師又は獣医師自身が行うことを原則とする旨を定めているが、調剤には種々の過程が含まれており、医師等が個別具体的な指示を与え、調剤行為の本質的でない部分を代行させるような場合には、同条の規定の趣旨に反しないものと考えている」と説明し、本質的な部分は医師が自ら行わなければならないとの趣旨の答弁がなされている。

更に、同年6月28日の衆議院・社会労働委員会における網岡議員の「本質的な部分」に関する質問に対して政府は「処方箋の監査、疑義照会、薬剤の確認、秤量、混合、分割、薬剤の監査、服薬指導など」と答弁している。(資料/厚生労働省)

構成員名簿	
氏名	所属・役職
安藤高朗	公益社団法人全日本病院協会 副会長
佐藤好美	産経新聞社 編集局論説委員・文化部編集委員
中板育美	公益社団法人日本看護協会 常任理事
西島正弘	昭和薬科大学 学長
新田國夫	日本在宅ヘルスケアアライアンス 議長
野口かほる	東京都福祉保健局健康安全部業務課 課長 (全国業務主管課長協議会常任幹事)
長谷川洋一	名城大学薬学部 教授
羽鳥 裕	公益社団法人日本医師会 常任理事
二塚安子	一般社団法人日本保険薬局協会 常務理事
三好 昇	北海道 江別市長
森 昌平	公益社団法人日本薬剤師会 副会長
山口育子	NPO法人ささえあい医療人権センターCOML 理事長

○…座長

ここで 言わせて! 本音でtalk



政府は、厚生労働省は、日本薬剤師会は、私たち現場の話を聞いて決めたのか!?
聞かせて下さい!
あなたの意見・見解!

「患者さんから感謝されたエピソード③」

「少し特徴的な患者さんやけど、行って在宅訪問を始めて3人目。」

今、訪問している2人もかなり特徴的な患者さんやけど、ドクターが訪問前からそんなことを言ってくるなんて。用心の為に訪問看護師さんが入っている時間に合わせて、初回訪問。

「初めまして。今日からお薬の管理などをさせていただきます。」

60代のふっくらした女性だった。元氣そうだが、病名を見ると下半身が思うように動かず半分寝たきり。

「ああ、あんたかいな。尻軽薬剤師さんって。訪問看護師さんが、どこでも直ぐに飛んで行ってくれるっていいんで。」

尻軽って…。ボツティブに考えよう。間髪入れずに「薬が一杯あってどれ飲んだらええか分からんから、教えて」

ごっそり漢方薬2種類と整腸剤、便秘薬が出てくるわ出てくるわ。薬価計算で15万円分以上。毎日飲んで3年は残薬があった。

そこからの在宅患者さんへの訪問が始まった。

まずは、現状の確認。そして患者さんが困っていることの確認。患者さんは、私が信頼できる人か試して。薬がなくなったとか、入ってないと態度が変わってきた。実は、1週間に1回しか便が出なくて困っているとのこと。すぐに訪問看護師、ケアマネジャー、ヘルパーを呼んで患者さん宅でミーティング。信頼関係が出来上がると、ここからは、QOL改善に向けた提案を患者さんにし、行きたくない行きたくないとおれほど言っていたケアに行きたくなくなった。今では、毎週私の訪問を待ちわび、「あんたが来てくれたら元気になる。」と喜び、人生論子育ての方法、料理の方法などを教えてくださるまでになった。それまで、医師、ケアマネジャー、訪問看護

次号は、『患者さんから感謝されたエピソード④』について本連盟ホームページ「POWER読者アンケート」から、どしどしご意見をお送りください。(その他のことに対するご意見でも結構です)
<http://www.yakuren.jp/>

護師、ヘルパーだけで回っていたギアが薬剤師という潤滑油が入ることです。スムーズに噛みあうようになったのではないだろうか。

今、薬剤師に足りないのは、「薬剤師としての覚悟」だけのような気がする。

(兵庫県 開局 T・Kさん)

「これからも患者さん目線で」

私の薬局に来られている認知症の患者さんが徘徊で迷子になっているところを保護しに行ったことがあります。ご家族の方から聞くと近所中探し回っていたそうです。かなり暗くなっていたので高速道路の入り口近くだったので高速に入ってしまうと危ないところでした。その後ケアマネさんに連絡をして徘徊SOSに登録されました。

普段から、薬がなくなったと早く来られることがあったので、薬局に来られたら家族の方に連絡を取るよう取り決めていて、ご家族の方からは、何事もなく帰ってきてくれてよかったと感謝されました。最近認知症の患者さんが行方不明になることが社会問題になっていきますので、いつも来られていない患者さんがまさかこんなことになるなんてとびびりしましたが普段から患者さんのご家族と連絡を取り合っていたので何事もなく安心しました。

今回感謝されたことを書くのですが、私は逆に感謝していることがたくさんあります。いつも来られている患者さんに、「医者には遠慮して聞けなかったことをあなたなら気軽に聞ける。」「あなたにやったら何でも相談できる。」「この薬局は親切に相談に乗ってくれる。」「と、この薬局を信頼してお越し下さることに感謝しています。モチベーションだけなく、薬剤師になってよかったと思う瞬間です。これからも患者さん目線で業務を行っていききたいと思います。」

(兵庫県 開局 M・Tさん)

あなたも目指せ! 地方議員

「平成27年度 薬剤師首長・地方議員意見交換会」

8月27日(木)、東京・グランドアーク半蔵門にて、薬剤師首長・地方議員意見交換会が開催され、全国で51名いる薬剤師地方議員のうち地方議会開催等で欠席となった方々を除き、19都道府県より4名の首長、24名の地方議員が出席されました。今回で第5回目の開催となり、回を重ねるごとに和やかな雰囲気になる一方、昨今の情勢をうけ議論の内容も多岐にわたってきています。開催に先立ち挨拶に立った山本会長は、「この春から4名の新人薬剤師議員が誕生して大変心

強い、薬剤師が頑張れば地域の皆さんが元気になるという観点から、我々薬剤師の業務をご理解いただき、それぞれの地元でご活躍していただきたい。来年のこの会でも、ご来賓の国会議員の先生方を含め、同じメンバーをもって迎えたいことを願っている。薬剤師の力を示すため、この1年間一心不乱に取り組みのてご支援を賜りたい。」と述べ、党派を問わず薬剤師議員が連携して当面の目標を目指し取り組むことをお願いされました。また、藤井基之、松本純、とかしき

なおみ、逢坂誠二の4名の薬剤師国会議員も来場され、ご挨拶をいただきました。続いて、厚生労働省から山形県に出向した経験があることから、山形県大石田町長の紹介により厚生労働省・唐澤保険局長が来賓として出席され、「健康情報拠点としてのかかりつけ薬剤師・薬局をもっと国民に浸透させていきたい、そのために顔がみえるようにしっかり地域に根差して活動していただきたい。」と挨拶をされました。

出席した薬剤師首長・地方議員 紹介

- | | | | | | | |
|--|--|---|--|--|--|---|
| 
渋谷 正
山口県
山口県議会議員 | 
河本 光宏
大阪府
茨木市議会議員 | 
中村 一仁
愛知県
一宮市議会議員 | 
赤塚 新吾
岐阜県
八百津町長 | 
森田 修
群馬県
伊勢崎市議会議員 | 
庄司 喜與太
山形県
大石町長 | 
三好 昇
北海道
江別市長 |
| 
宮本 法広
長崎県
長崎県議会議員 | 
平野 嘉也
和歌山県
高野町町長 | 
松浦 慶子
三重県
多気町議会議員 | 
川上 哲也
岐阜県
岐阜県議会議員 | 
市原 健二
千葉県
茂原市議会議員 | 
齊藤 栄治
山形県
山形市議会議員 | 
北市 勲
北海道
赤平市議会議員 |
| 
北本 将幸
熊本県
玉名市議会議員 | 
村木 理英
岡山県
総社市議会議員 | 
辻 淳子
大阪府
大阪市議会議員 | 
稲本 和仁
愛知県
愛知県議会議員 | 
山本 佳昭
東京都
青梅市議会議員(議長) | 
山口 恒夫
栃木県
栃木県議会議員 | 
荒木 文一
北海道
滝川市議会議員 |
| 
寶来 良治
鹿児島県
鹿児島県議会議員 | 
上原 貢
広島県
府中町議会議員 | 
池田 佐知子
大阪府
吹田市議会議員 | 
井上 正人
愛知県
東海市議会議員 | 
浦沢 昌徳
長野県
木曾町議会議員 | 
大島 正芳
群馬県
太田市議会議員 | 
平間 知一
宮城県
白石市議会議員 |

意見交換会では、日本薬剤師連盟から、(1)「経済財政運営と改革の基本方針2015」、(2)「日本再興戦略改訂2015」及び「規制改革実施計画」の閣議決定等について、(3)平成28年度予算・税制要望について、(4)藤井基之参議院議員の後援会活動について等が執行部から現状の報告があり、その後、出席した薬剤師首長、地方議員の方々の自己紹介となり、初当選の鹿児島県議会議員・寶来良治氏から始まり、厚生労働省の「健康情報拠点薬局(仮称)のあり方に関する検討会」の構成員も務められている北海道・江別市長の三好昇氏まで、九州から北海道の順に地元紹介、日頃の政治活動とともに薬剤師としての思いなどを強く語られました。

質疑応答の後、場所を移して懇親会が行われ、藤井基之参議院議員の乾杯で始まり、議員の方たちも常連となったベテラン議員の方から初参加の新人議員まで、熱心に意見交換がされ大いに盛り上がりました。

豆知識 vol.4

18歳からの選挙権

6月に改正公職選挙法が成立し、選挙権年齢を現在の20歳以上から18歳以上に引き下がりました。来年夏の参議院議員選挙から適用され、18、19歳の約240万人が新たに有権者になります。18歳に引き下げられる対象となるのは、衆議院議員選挙と参議院議員選挙、地方自治体の首長と議会の選挙に加え、農業委員会委員の選挙などです。最高裁判所裁判官の国民審査や、地方自治体の首長解職や議会解散の請求などを受けて行われる住民投票の投票資格も、同様に18歳以上になります。

なお、18、19歳の選挙運動も認められます。買収など連座制の対象となる重大な選挙違反をした場合、原則として成人と同様に刑事裁判の対象となります。

世界の約190カ国・地域のうち、約9割で選挙権年齢は18歳以上で、国際標準に迫っていく形となりました。

各種選挙で特に若年層の投票率の低さが目立つ中、18歳選挙権をきっかけに20歳以上の若い世代にも政治への関心が高まるか波及効果を期待したいところです。

「藤井もとゆき君と語る会」



●後援会名簿獲得状況

藤井もとゆき参議院議員は、薬剤師の力が活かせる社会を目指して日々奮闘しています!

年内48万人の後援会名簿目標に対し、11月2日現在約5万人となっております。(日本薬剤師連盟調べ)

さらなる後援会活動に対するご協力をお願いします。



もとゆき Report 藤井もとゆき 国会レポート

薬剤師・薬学博士
前文部科学副大臣・参議院議員
藤井もとゆき

新薬剤師国家試験について

自民党総裁に再選された安倍首相は、党の主要役員人事と内閣改造を行い、10月7日に第3次安倍改造内閣が発足しました。今般の内閣改造により、昨年9月から約1年にわたり務めて参りました文部科学副大臣の大任を無事に終えることができました、これからは自民党政務調査会副会長として党務に当たって参りたいと思います。

さて、大学での薬学教育の修業年限が6年に延長となり、平成22年1月に医道審議会薬剤師分科会で取りまとめられた「新薬剤師国家試験のあり方に関する基本方針」のもとで、6年制課程の薬学生に対応した薬剤師国家試験がこれまでに4回行われてきています。これまでの試験結果を見てみると、6年制課程に対応した初めてとなる平成24年の国家試験では88%という高い合格率を収めていますが、その後は順次合格率が低下し、昨年、今年と新卒受験者ではかろうじて70%台を維持したものの、全体では2年続けて60%台前半という低いレベルとなっています。

こうした現状を踏まえ、改訂された薬学教育モデル・コアカリキュラムに対応した薬剤師国家試験のあり方を検討していた、医道審議会薬剤師分科会薬剤師国家試験制度改善検討委員会は、「合格基準のあり方」について優先して検討することとなり、その検討結果を中間報告として公表しました。中間報告では、国家試験合格率が大きく変動する要因の1つに、6年制課程に対応した国家試験の実施回数が少なく、受験者の学習レベルと問題の難易度が合致していないことが考えられるとして、これまでの絶対基準を見直し、平均値と標準偏差を用いた相対基準を用いることが適当などとしています。

厚生労働省はこの中間報告を受け、9月30日付けで新薬剤師国家試験の合格基準を改め、来年の試験から適用することを通知しました。

いずれにしても、医療提供者として一定の資質を有する薬剤師を育てていくことが何よりも大切であり、優秀な学生の確保に努めるとともに、薬学教育、卒後教育の充実が重要となっています。

〈都道府県薬剤師連盟主催〉若手フォーラム開催報告



「いいね」を押してね!

日本薬剤師連盟

日本薬剤師連盟 facebook

本連盟の活動をいち早く写真と共に伝えたいです。Facebookページに「いいね」を押して、本連盟の活動をチェックしよう!

編集後記

編集後記、何を書こうかなと悩んでいた時に飛び込んできたのが、とかしきなおみ先生の厚生労働副大臣就任の一報でした。薬剤師の未来が急に明るくなったような気がするの、は私だけではないでしょう。

とかしき先生が落選中に薬局に勤務されていたことはよく知られています。実はその時、私は何度か先生に調剤実務を教えさせていただきました。正直、政治家でなく薬剤師として仕事をしたいと考えるおられるのかな、なんて考えていたが、話をしていると、全く違つことがわかりました。薬剤師として薬剤師業務をきちんと知っておきたい、そしてこんなにも日々勉強し、患者さんのために地域のために働いている薬剤師の存在をもっと国民に知らせないと、という気持ちを持っておられました。一方で、患者さんにとって一番しんどい「待ち時間」が何とかならないかということについても、待ち時間に栄養相談や運動指導、育児相談など、時間を有効に使う提案を積極的にされておられました。また「薬局側も待ち時間を減らすような業務の工夫もしたい」と、いろいろな提案もしておられました。

維新ブームが起き、特に大阪では多くの議員が右往左往していた時期も迷われることはなく、「お世話になった党を離れることは全く考えていない」と言っておられたことが忘れられません。先生はいつも政治家として「人を元気にしたい、幸せにしたい」と言われますが、薬剤師の仕事もまさにこれが原点だと思えます。

同年代の女子として私もプレッシャー、真面目にこのこと、ひとりがんばるぞコールを毎日しています。

(N.K.)

- 広報委員
- 生田 泉太郎 安東 哲也
 - 大澤 泰輔 鳥海 良寛
 - 大原 整 榑方 陽子
 - 近藤直緒 美根本 陽充